

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一流域下水道センターの項の次に次のように加える。

幹線街路整備事務所		
課長	次長	所長
七種	五種	四種

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。